

令和7年4月15 日現在

「この他開は、国土地理院の承認を得て、同院発行の地形図と地形図を複製したものである。」（審決番号 甲27704号、第49号）
第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならぬ。

